

# 学校給食ニュース vol.132 2011年5・6月合併号

発行:学校給食全国集会実行委員会 <http://gakkyu-news.net/jp/> E-mail [desk@gakkyu-news.net](mailto:desk@gakkyu-news.net)

## 今月のピックアップ

### 東京電力福島第一原子力発電所事故と放射能汚染の食品への影響について

2011年3月11日、東日本大震災が発生しました。同時に、福島県大熊町にある東京電力福島第一原子力発電所事故が起きました。これは、地震と津波が直接の原因ですが、事前の備え、事後の対応を含めて人災です。

3月12日、1号機が水素爆発、3月14日には3号機が爆発、3月15日には、2号機の損傷と、定期点検中で原子炉には核燃料が入っていなかった4号機でも火災が発生しました。

これにより、3月15日～16日、21日～23日頃を中心に**放射性物質**が放出、大気によって拡散しました。5月5日現在も事故直後のような大量ではありませんが、放射性物質の放出は止っていません。

2011年4月22日現在、事故原発から半径20km圏内は、災害対策基本法による、立ち入り規制のある「警戒区域」と政府によって指示されました。半径20km以遠のうち、事故発生からの1年間での積算被ばく線量が**20mSV**となる恐れのある区域が「計画的避難区域」と設定されました。その周辺でも、「緊急時避難準備区域」として、保育所、幼稚園、小中学校、高校が休園、休校となり、特に子ども、妊婦、要介護者、入院患者などが立ち入りしないことが求められています。(それ以前には、「避難指示」「屋内退避指示」などが政府により行われていました)。

大気に放出された放射性物質は、広いエリアの大地に落ち、土と水を汚染しています。また、事故原発から直接、海や地下に汚染水が流れ込んでいます。その結果、農作物や魚介類、水道水などで出荷や摂取が規制されるなどの事態が起きています。

**子どもの将来のリスクを可能な限り減らす、という視点から、現状の食品の放射線汚染などについてまとめまし**

た。(学校給食ニュース編集)

#### ■食品の安全について

食品の放射能汚染については、政府が、「**暫定規制値**」を設定し、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、宮城県、山形県、新潟県、長野県、埼玉県、千葉県、東京都で政府の原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を踏まえた「地方自治体における検査計画」にもとづき、検査が行われています。

#### ■暫定規制値の位置づけ

「**暫定規制値**」とは、厚生労働省が食品衛生法に基づいて設定した数値です。

この暫定規制値は、3月17日に公表されましたが、その後、厚生労働省からのリスク管理諮問を受けて、2011年3月29日、内閣府食品安全委員会が「食品衛生法に基づく食品の暫定規制値」について、食品由来の放射線の量と健康影響の関係を緊急にとりまとめました。原子力安全委員会等の検討も踏まえて、厚生労働省は、4月4日、暫定規制値を当初の公表通りとしています。

なお、食品安全委員会は、この取りまとめの際、今後の課題として、

「今回は、緊急的なとりまとめを行ったものであり、今後、諮問を受けた内容範囲について継続して食品健康影響評価を行う必要がある。

放射性物質は、遺伝毒性発がん性を示すと考えられ、発がん性に関する詳細な検討及び胎児への影響等について詳細な検討が本来必要であり、今回の検討では、発

がん性リスクについての詳細な検討は行えていない等、さまざまな検討課題が残っている。

さらに、ウラン並びにプルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種についての評価、放射性ヨウ素及びセシウムも含めて遺伝毒性発がん物質としての詳細な評価、各核種の体内動態等に関する検討も必要である。（「放射

性物質に関する緊急とりまとめのポイントより「今後の課題」食品安全委員会）」としています。

食品安全委員会 <http://www.fsc.go.jp/>  
 放射性物質に関する食品の安全性について  
[http://www.fsc.go.jp/sonota/emerg/eerg\\_torimatome\\_bunki.html](http://www.fsc.go.jp/sonota/emerg/eerg_torimatome_bunki.html)

### ■ 暫定規制値と水道水の摂取指標値

核種	食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定規制値（Bq/kg）	
放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種： <sup>131</sup> I)	飲料水	300
	牛乳・乳製品 注)	
	野菜類 (根菜、芋類を除く。)	2,000
	魚介類	
放射性セシウム	飲料水	200
	牛乳・乳製品	
	野菜類	500
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	
ウラン	乳幼児用食品	20
	飲料水	
	牛乳・乳製品	100
	野菜類	
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 ( <sup>238</sup> Pu, <sup>239</sup> Pu, <sup>240</sup> Pu, <sup>242</sup> Pu, <sup>241</sup> Am, <sup>242</sup> Cm, <sup>243</sup> Cm, <sup>244</sup> Cm 放射能濃度の合計)	乳幼児用食品	1
	飲料水	
	牛乳・乳製品	
	野菜類	10
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	

注) 100 Bq/kg を超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること。

厚生労働省通知より

## ■食品安全委員会Q&A(4月22日更新)より

[http://www.fsc.go.jp/sonota/emerg/emerg\\_QA.pdf](http://www.fsc.go.jp/sonota/emerg/emerg_QA.pdf)

### 放射線と放射能はどう違うのですか。

(答)放射線とは、放射性物質(セシウム 137 等)の崩壊に伴い放出されるエネルギーを持った粒子又は電磁波のことです。放射能は放射線を出す能力です。

その能力を持つ物質を放射性物質といいます。

一般に「放射能漏れ」とは「放射性物質漏れ」のことであり、放射線を出す放射性物質が原子力施設の外部に漏れ出すことです。

### ベクレルとシーベルトはどう違うのですか。

(答)ベクレル(Bq)とは、放射能の強さを計る単位であり、単位時間に原子核が崩壊する数を表したものです。

1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が崩壊して放射線を出す放射能の強さを言います。

一方、シーベルト(Sv)とは、人間が放射線を浴びたときの影響度を示す単位です。ベクレルからシーベルトには、以下の式で換算できます。

**$mSv(ミリシーベルト) = Bq(ベクレル) \times \text{実効線量係数}$**

注:実効線量係数とは、放射能の単位であるベクレルから生体影響の単位であるミリシーベルト(シーベルトの1/1000)に換算する係数。核種(セシウム137等)や摂取経路によりICRP等で示されており、セシウム137の場合、 $1.3 \times 10^{-5}$ とされています。

### 放射性物質の半減期とはどういうものですか。物理的な半減期と生物学的な半減期はどう違うのですか。

(答)

1 放射性物質は、自然界に永遠に残るものではありません。放射性物質は種類によって、その原子数が半分に減少するまでの時間が違います。例えばヨウ素131の場合は約8日と短い一方、セシウム137は約30年となっています。これを、「物理学的半減期」と呼んでいます。

2 一方、体内に取り込まれた放射性物質は、代謝や排泄などの生物学的な過程により体外に排出されます。こうした過程により体内の放射性物質が半分に減少する期間を「生物学的半減期」と呼んでいます。ヨウ素131では乳児で11日、5歳児で23日、成人で80日、セシウム137

では1歳までは9日、9歳までは38日、30歳までは70日、50歳までは90日です。

(編集部より)

#### 注釈1

ベクレルとシーベルトの関係について、「硬貨」を使って説明します。

#### 硬貨を、個数で考えましょう。

- 1) 1円玉が20個
- 2) 5円玉が20個
- 3) 1円玉10個+5円玉10個=20個
- 4) 1円玉5個+5円玉5個+10円玉10個=20個

1)から4)まで、どれも20個です。

これが「ベクレル」のイメージ。

#### 硬貨を、金額で考えましょう。

- 1) 1円玉が20個は、20円
  - 2) 5円玉が20個は、100円
  - 3) 1円玉10個+5円玉10個は、60円
  - 4) 1円玉5個+5円玉5個+10円玉10個は、130円
- 1)、3)、2)、4)の順に金額が高くなります。同じ20個でも硬貨の価値で金額が変わります。これが「シーベルト」のイメージです。

同じベクレル(放射線の強さ)でも、放射性物質の種類によって人体への影響(シーベルト)が変わるということです。

#### 注釈2 単位系について

今回の原発事故では、新聞、テレビ等で、様々な単位が使われます。気をつけなければいけないのは、たとえば、シーベルト(Sv)が、1時間単位なのか(Sv/h)、1年単位なのか(Sv/y)がはっきりしないときなどです。

1時間単位シーベルト(Sv/h)は、1年間では24(時間)×356日=8760倍になります。

また、マイクロやミリも考える必要があります。

**1シーベルト(1Sv) = 1000ミリシーベルト(1,000mSv)**

**= 100万マイクロシーベルト(1,000,000μSv)**

となります。

1000倍ずつ変わりますので注意が必要です。

## ■放射能による人体の影響について

文部科学省「放射能を正しく理解するために～教育現場の皆様へ 文部科学省平成23年4月20日」より

### 放射線と「被ばく」の基礎

放射線を受けることを“被ばく”と呼びます。被ばくには、「外部被ばく」と「内部被ばく」があります。どちらも人体に及ぼす影響は同じです。

「外部被ばく」は衣服や皮膚に放射性物質が付着することで生じます。これは、花粉症対策と同じようにして、放射線の影響を減らせます。

放射性物質を体内に取り込んでしまうことを「内部被ばく」といい、そうなると、放射性物質を洗い流したりできないので、注意が必要です。

ただし、放射性物質をいったん体内に取り込んででも、排泄時に体外に排出されたり、自然に放射能が弱まったりすることで、放射線の影響は弱まっていきます。

### 確率的影響と確定的影響

放射線が身体に与える影響には、「確率的影響」と「確定的影響」があります。

「確率的影響」は、“発がん”と“遺伝的影響”のことで、それ以外のすべての影響は、「確定的影響」です。

「確定的影響」には、ある線量以下では症状が全く現れない“しきい値(閾値)”があります。例えば、白血球の一時的な減少は、250ミリシーベルトというしきい値を超えた場合に見られます。

ただし、数年で250ミリシーベルト(=250,000マイクロシーベルト)となるような弱い放射線では影響は生じません。したがって、避難区域外における放射線の強さで、「確定的影響」によって身体的な影響が生じることは、考えられません。

「確率的影響」のうち「遺伝的影響」は、これまで人間(広島、長崎の原爆被爆者や核実験被爆者、チェルノブイリなどの原発被ばく者を含む)で見られたことがありません。

「発がん」の確率は、弱い放射線の場合、積算100ミリシーベルト(=100,000マイクロシーベルト)で、約0.5%程度上昇すると見積もられています。今回、原発事故で考えられる唯一の身体の影響は、「発がん」です。

原発付近に滞在する住民の方におかれても、積算で100ミリシーベルト(=100,000マイクロシーベルト)を被ばくすることは、今の状況では考えられませんが、放射線量を監視していくことは必要です。積算で100ミリシーベルト(=100,000マイクロシーベルト)以下では、他の要因による「発がん」の確率の方が高くなってくこともあり、放射線によるはっきりとした「発がん」の確率上昇は認められていません。

しかし、「発がん」が起こる確率は、低い量の被ばくであつても被ばくした放射線の量に応じて増加すると考え、必要のない放射線をできるだけ浴びないようにするという考え方は、大切です。

東日本大震災関連情報(文部科学省)

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/saigaijohou/](http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/)

に、リンクで「放射能を正しく理解するために」(PDF)があります。下線は編集部

### 注釈3

放射線の**確率的影響**については、専門家でも諸説あるようです。日本では、2011年5月5日現在、一般の人が、自然からの放射線(日本国内では約1.5mSv/y)や、医療行為による被ばく(レントゲン撮影など)を除いて受けられる**被ばく上限を1mSv/y(年1ミリシーベルト)**としています。これは、被ばく量は少なければ少ないほどよい、という放射線に関する基本的な考え方の上にたって決められているものです。

根拠は、**国際放射線防護委員会(ICRP)**による「1~20mSv/yの範囲に上限を」という勧告です。

### ■学校給食と放射能の影響について

2011年5月5日現在、東京電力福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出は止っていません。ただし、3月下旬のような大量の放射性物質放出は起きていないと考えられます。その中で、一時期、暫定規制値を超えたため出荷制限された農産物などが徐々に出荷再開されています。

放射性物質には、半減期が短く、比較的短い期間で放射線の量が減るヨウ素131のようなものと、半減期の長いセシウム137のような放射性物質があり、半減期が長い放射性物質には長期的な影響が考えられます。

放射線の影響は、特に感受性が高く、成長期にある子どもに対しては、将来の発がん等のリスクを減らすために、外部被ばく、内部被ばくとも限りなく可能性を排除することが求められます。これは事故原発の影響を受けやすい地域に限りません。基本的に、子どもたちが置かれている生活環境、学校環境、食品、水、空気などの放射線量について、学校関係者、市民、保護者、生産者が常にチェックし、子どもたちの「未来」を奪うというリスクを少しでも減らすために、できることを真剣に取り組むことが必要です。

食の安全性については、放射性物質に限らず、基本的な考え方は同じです。

学校給食ニュース編集責任者 牧下圭貴

### ■参考1 国が出している情報

福島第一原子力発電所事故による農畜水産物等への影響  
～関係府省等のサイトへのポータル(農林水産省)

[http://www.maff.go.jp/noutiku\\_eikyo/](http://www.maff.go.jp/noutiku_eikyo/)

### ■参考2 市民運動など

原子力発電所や六ヶ所村の核燃料再処理施設による放射能汚染や事故の危険性については、食の安全や未来の子どもたちへの責任といった観点から、これまでも数多くの指摘や差し止める運動などが行われてきました。

全国学校給食を考える会などが主催する「夏期学校給食学習会」では、2007年に「児童・生徒に伝えたい環境問題」と題して、未来バンク事業組合理事長の田中優さんに講義をしていただきました。その中で、地球温暖化問題、エネルギー問題、原子力発電所と六ヶ所核燃料再処理工場と放射能の問題をひとつのつながりとして提起いただきました。

田中優の持続する志 <http://tanakayu.blogspot.com/>

「夏期学校給食学習会」2008年には、「食材が危ない六ヶ所村再処理工場の問題から」と題し、京都大学原子炉実験所の小出裕章さんに、原子力発電所の問題点などをチェルノブイリ原発事故などを事例に話していただきました。

また、「教員が語る環境教育への視点」として、神奈川県根岸富男教諭より、環境教育についての講義があり、そのなかで、「原子力教育を考える会」の取組を報告いただきました。<http://www.nuketext.org/>

全国学校給食集会の呼びかけ団体のひとつであるNPO法人日本消費者連盟は、長年に渡って原発問題に関わっています。同NPOの機関紙「消費者レポート」は、原発事故発生後、原発事故についての特集を続けています。目次のみご紹介します。

### 「消費者レポート」2011年4月7日号(No.1483)

特集 もうたくさんだ！ 原発!!

原発震災が問いかけるもの 今こそ風土を活かした暮らしと、エネルギーの地産地消を(富山洋子)  
真正面からとらえる放射能汚染の影響(副代表天笠啓祐)

### 「消費者レポート」2011年4月21日号(No.1484)

一人でも始められる脱原発1 納得できないものは払えない！ 東京電力に抗議の意思表示をしよう  
「原発のない暮らし」は可能か？(ジャーナリスト西村智巳) ほか

NPO法人日本消費者連盟

東京都新宿区早稲田町75-2F(電話03-5155-4765)

ホームページ <http://www.nishoren.org/>

## (参考)東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所の事故に関し、文部科学省が発出している学校給食関連の事務連絡等のまとめ

文部科学省スポーツ・青少年学校健康教育課は、東日本大震災および、東京電力福島第一原子力発電所事故に関して、学校給食関連での事務連絡を発出しています。主に、新学期からの学校給食実施および計画停電による学校給食、牛乳等の扱いについての連絡です。

詳細は、文部科学省ホームページにてみるができます。

東日本大震災関連情報 > 幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校関連情報 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sai\\_gaijohou/syousai/1304845.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sai_gaijohou/syousai/1304845.htm)

### 【新年度からの学校給食の実施に当たっての留意点について】 平成23年4月5日

安全・安心でおいしい学校給食の実施については、かねてより格別の御配慮をいただいているところです。

新年度からの学校給食の実施に当たっては、とりわけ、東日本大震災により、被災した学校、被災児童生徒を受け入れた学校、自校以外の被災した学校に学校給食を提供する学校等においては、下記の事項に御留意いただきながら、学校給食の意義、重要性に鑑み、調達可能な物資等の実情に応じて、できる限り給食を提供できるよう、特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。その際、保護者等に対し十分な説明を行うなど、理解を得るよう併せて御配慮願います。

各都道府県教育委員会学校給食主管課においては、域内の市町村教育委員会並びに所管の学校及び学校給食施設に対し、各都道府県私立学校主管課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所管の学校法人等に対し、国立大学法人においては、管下の学校に対して、それぞれ周知されるよう願います。

記

#### 1 衛生管理及び調理従事者の健康管理

(1) 学校給食衛生管理基準に基づき、施設設備の洗浄及び消毒の徹底に努めるなど、衛生管理に留意すること。特に、被害のあった施設や炊き出しへの協力などの

ため調理従事者以外が使用した施設については、十分留意すること。

(2) 調理従事者の健康管理については、検便を実施し、学校給食実施前に確認すること。

#### 2 栄養管理

物資調達の可能な範囲で栄養バランスの確保に留意すること。

#### 3 被災児童生徒を受け入れている場合及び自校以外の被災した学校に学校給食を提供する場合

(1) 食物アレルギー等を持つ児童生徒については、十分確認の上、対応すること。

(2) 学校給食費について、猶予措置等の特段の配慮をいただきたいこと。

### 【計画停電期間中における学校給食の留意点について】 平成23年4月5日

学校給食の適切な実施については、かねてより格別の御配慮をお願いしているところです。

東日本大震災の影響により、東京電力及び東北電力において計画停電が行われ、学校給食に関しては、これまで、それぞれの学校、地域の実情に応じ、パンと牛乳のみの提供、午前中で帰宅、休校などの措置が取られているところです。

この計画停電については、今後も継続される見込みとなっている一方で、1週間後までの状況が分かるようになったこと、地域を細分化したことなどの措置が講じられております。

新年度からの学校給食の実施に当たっては、引き続き、節電に努めていただきつつ、計画停電の実施状況等に関する情報収集を行っていただき、計画停電期間中においては、下記の事項に御留意いただきながら、それぞれの学校や地域の実情に応じて、できる限り学校給食の提供に御配慮いただきますようお願いいたします。その際、保護者等に対し十分な説明を行うなど、理解を得るよう併せて御配慮願います。

関係する都県の教育委員会学校給食主管課におい

では、域内の市町村教育委員会並びに所管の学校及び学校給食施設に対し、私立学校主管課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所管の学校法人等に対し、国立大学法人においては、管下の学校に対して、それぞれ周知されるようお願いいたします。

#### 記

- 1 学校給食衛生管理基準に基づき、衛生管理にはこれまでどおり留意し、給食の提供に前日調理や早朝からの調理は行わないこと。
- 2 冷凍庫や冷蔵庫の温度上昇が考えられることから、生鮮食品等の保管をしないこと。また、扉の開閉は、極力行わないようにすること。
- 3 調理設備や食材調達の可能な範囲で栄養バランスの確保に努めること。

### **【計画停電の実施等による学校給食用牛乳の供給への影響等について】 平成23年4月8日**

学校給食の適切な実施については、平成23年4月5日付け事務連絡「計画停電期間中における学校給食の留意点について」に基づき、できる限り学校給食の提供に御配慮いただくようお願いしているところですが、この度、平成23年4月6日付け農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課長通知「計画停電の実施等による学校給食用牛乳の供給への影響について」(別紙)の周知依頼がありました。

学校給食用牛乳については、計画停電が実施される場合には、同通知のとおり、容器包装資材の不足や計画停電の実施による製造休止等により、通常の供給が困難となることも想定されます。このため、供給事業者等と連絡を密にして状況把握に努めながら、それぞれの学校や地域の実情に応じた対応をお願いいたします。その際、下記の事項に御留意いただきますようお願いいたします。

関係する都県の教育委員会学校給食主管課においては、域内の市町村教育委員会並びに所管の学校及び学校給食施設に対し、私立学校主管課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所管の学校法人等に

対し、国立大学法人においては、管下の学校に対して、それぞれ周知されるようお願いいたします。

#### 記

- 1 1リットル入り等のパック牛乳等容量の大きい容器の牛乳を購入し、数人で注ぎ分けるといった対応をとる際には、使い捨ての紙コップを使用するなど、衛生管理に留意すること。
- 2 牛乳の保管については、学校給食衛生管理基準に基づき、品質の保持に留意すること。

### **（別紙）計画停電の実施等による学校給食用牛乳の供給への影響について 平成23年4月6日**

農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課長

学校給食への牛乳の供給については、学校給食用牛乳供給対策要綱(昭和39年8月31日付け文体給第265号、39畜A第5421号文部事務次官、農林事務次官依命通知。)に基づき、安全で品質の高い国内産牛乳を学校給食用に年間を通じて計画的かつ効率的に供給することとされているところです。

他方、東日本大震災の発生に伴う燃料・容器包装資材の供給不足、計画停電の実施等により牛乳乳製品の安定供給に影響が生じるおそれがある状況となっております。

このような状況の中、学校給食用牛乳については、当職より学乳供給事業者である乳業者に対し安定的な供給に努めるよう指導をしているところでありますが、容器包装資材の不足により一時的に大型容器での供給となる場合や計画停電の実施による製造休止等通常の供給が困難となる事態も想定されることです。

また、学校への納入後に計画停電が実施される場合、保冷库内の温度上昇による牛乳の品質劣化が生じるおそれがあります。

このため、学校給食用牛乳の供給に係る上記の状況について周知を図るとともに1リットル入り等のパック牛乳等容量の大きい容器で供給された場合の注ぎ分け、保冷库の庫内温度の確認等について御理解と御協力を頂けるよう貴職より学校設置者等に対し通知されるようお願いいたします。

## トピックス2

# 第2次食育推進基本計画が策定されました

学校給食ニュース2011年2月号で、「今月のトピックス 第2次食育推進基本計画骨子が示されました」の記事を掲載しました。その後、意見募集を経て、「第2次食育推進計画」が2011年3月31日に決定し、公表されました。今回は、第1次計画との違いと学校給食との関係についてあらためてまとめてみます。以下、目次順にコメントをつけています。

### はじめに

第2次でのキーワードは、「孤食」対策と「生涯食育」です。人と一緒に食えること、食について、体験を通じて学ぶことを求めています。

「特に人格形成期にある子どもの食育は重要であるが、依然として朝食の欠食がみられ、一人で食えることも少なくない。生活時間の多様化とも相まって家族や友人等と一緒に楽しく食卓を囲む機会が減少傾向にあるが、食育の場としてもこうした機会を確保することは重要である」ことを強調しています。

また、  
「今後の食育の推進に当たっては、単なる周知にとどまらず、国民が「食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めること」(食育基本法第6条)を旨として、生涯にわたって間断なく食育を推進する「生涯食育社会」の構築を目指す」としています。

### 第1 食育の推進に関する基本的な方針

第1次計画では、7つの方針が示されていました。この7つの取組方針の項目は、第2次計画でも同じですが、重点課題が3つ別に示されています。

#### 1. 重点課題

(1)生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育

の推進

- (2)生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
- (3)家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

#### 2. 基本的な取組方針

- (1)国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- (2)食に関する感謝の念と理解
- (3)食育推進運動の展開
- (4)子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- (5)食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- (6)我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- (7)食育の安全性の確保等における食育の役割

重点課題では、(1)で、「生涯食育社会」構築と、「NP Oなどの新しい公共との連携や、協働等を含めた支援施策」を書いています。

(3)で、子どもへの食育について、家庭における食育を重視し、「家族との共食」に力点を置いています。

取組方針(4)「子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割について」では、第2次での追記事項として、「食への感謝の念」「安全知識」「マナー」について書かれています。

「我が国の未来を担う子どもへの食育の推進は、健全な心身と豊かな人間性をはぐくんでいく基礎をなすものであり、子どもの成長、発達に合わせた切れ目ない推進が重要である。

そこで、父母その他の保護者や教育、保育に携わる関係者等の意識の向上を図るとともに、相互の密接な連携の下、家庭、学校、保育所、地域社会等で子どもが楽しく食について学ぶことができるような取組が積極的になされるよう施策を講じる。

その際は、健全な食習慣や食の安全観を確立していく中で、食に関する感謝の念や理解、食品の内容に関する安全知識、社会人として身に付けるべき食事のマナー等食に関する基礎の習得について配慮する」

## 第2 食育の推進の目標に関する事項

第1次計画の目標は9つでしたが、第2次計画では11になりました。第1次から2つが改変され、2つ新たに追加されています。

改変されたのは、

- ・内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知している国民の割合の増加
- ・教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加

で、それぞれ、第2次の(6)(9)に改変されています。

- (1) 食育に関心を持っている国民の割合の増加  
90%以上(目標未達成のため数値も継続)
- (2) 【新規】朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加  
平成22年度週あたり9回を10回に増加
- (3) 朝食を欠食する国民の割合の減少  
子ども(小学生)0%、20~30歳代男性15%以下  
(目標未達成のため数値も継続)
- (4) 学校給食における地場産物を使用する割合の増加  
30%以上(目標未達成のため継続)
- (5) 栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加  
従来の「食事バランスガイド」のほか、「食育ガイド」(仮称)、「日本人の食事摂取基準」などを示す。60%以上(目標未達成のため継続)
- (6) 【新規】内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加  
実践して半年以上継続している41.5%→50%以上
- (7) 【新規】よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加  
食べ方に関心のある国民の割合70.2%→80%以上
- (8) 食育の推進に関わるボランティアの数の増加  
34.5万人(平成21年度)→37万人以上(第1次では、現状値の20%以上)

- (9) 【新規】農林漁業体験を経験した国民の割合の増加  
27%→30%以上
- (10) 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加  
90%以上(目標を60%以上から引き上げ)
- (11) 推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加  
40%→100%(第1次では都道府県100%、市町村50%以上)

課題としては、あいかわらず、朝食の欠食について「0%」としており、これが教育の現場で使われた際に、いじめなど、子どもの人権を損ねないよう十分注意する必要があります。

今後、市町村での計画策定が促進されることとなります。未策定の市町村では、学校給食での取組や学校教育、地域と学校給食について市町村の計画での位置づけについて、議論、提言などの取組が必要です。

## 第3 食育の総合的な促進に関する事項

### 1. 家庭における食育の推進

第1次から、(子どもの肥満予防の推進)と(栄養教諭を中核とした取組)が抜けました。

「早寝早起き朝ごはん」国民運動がここで正式に食育運動として位置づけられています。「企業、民間団体等の協力を得ながら」とありますが、以前、早寝早起き朝ごはん運動に協力するとして、大手ファストフードチェーンと教育委員会がタイアップした、夏休みのスタンプラリーによるファストフードの無料提供といった事例もありました。

第2次の(望ましい食習慣や知識の習得)では、「子どもが実際に自分で料理をつくるという体験を増やしていく」ことを上げています。

### 2. 学校、保健所等における食育の推進

第2次計画の「(1)現状と今後の方向性」では、特筆として「従来、栄養分野においては不足の観点が強調され過剰摂取の視点がやや欠けていたとの指摘を踏まえ、生活習慣病予防の立場から、適切なバランス確保に留意すること」と書いています。

(食に関する指導の充実)の内容は大きく変わっていませんが、(学校給食の充実)には大きな書きぶりの変化があ

ります。

#### 第1次(学校給食の充実)

「子どもの望ましい食習慣の形成や食に関する理解の促進のため、学校給食の一層の普及や献立内容の充実を促進するとともに、各教科等においても学校給食が「生きた教材」としてさらに活用されるよう取り組むほか、栄養教諭を中心として、食物アレルギー等への対応を推進する。

また、望ましい食生活や食料の生産等に対する子どもの関心と理解を深めるとともに、地産地消を進めていくため、生産者団体等と連携し、学校給食における地場産物の活用の推進や米飯給食の一層の普及・定着を図りつつ、地域の生産者や生産に関する情報を子どもに伝達する取組を促進するほか、単独調理方式による教育上の効果等についての周知・普及を図る。

さらに、子どもの食習慣の改善等に資するため、生産者団体等による学校給食関係者を対象としたフォーラムの開催等を推進する」

#### 第2次(学校給食の充実)

「子どもが食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校給食の一層の普及を促進するとともに、十分な給食の時間の確保及び食事マナー等の指導内容の充実を図る。また、各教科等においても学校給食が「生きた教材」として活用されるよう献立内容の充実を図る。

望ましい食生活や食料の生産等に対する子どもの関心高め理解を深めるとともに、地産地消を進めていくため、生産者団体等と連携し、安定的な納入体制を構築の上、学校給食における地場産物の活用の推進や米飯給食の一層の普及・定着を図りつつ、地域の生産者の苦労や産物に対する情報等を子どもに伝達し、感謝の心をはぐくむ等教育にいかす取組を促進する。

さらに、子どもの食習慣の改善等に資するため、生産者と学校給食関係者との情報交換会の開催等を推進する」

第1次から抜けたのが「食物アレルギー等への対応の推進」「単独調理方式による教育上の効果等についての周知・普及」です。

第2次で取り入れられたのが、「十分な給食の時間の確保」「食事マナー等の指導内容の充実」「感謝の心をはぐくむ等」です。

これは極めて大きな変化です。学校給食時間の確保は、これまでも学校給食の大きな課題として求めており、また、実際に給食時間を延長した際の食育としての効果の高さは各地で実践として報告されています。この記述については評価できます。

一方、食物アレルギー等への対応については、第1次計画で登場したのち、学校給食法の改定の際に取り入れられており、食育の一環として位置づけられなくても対応は進んでいくと考えられます。しかし、「単独調理方式による教育上の効果の周知・普及」が落ちたのは大変残念です。食育基本法の成立の際、国会で議論され、食育のためには学校給食の大切さと、なかでも、センター方式に対して単独調理方式が、食育の効果が高いことが共通理解となつて、第1次計画に明記された内容です。食材、献立、学校行事や「生きた教材」としての役割の面からも効果が高いことは明らかですが、1985年の合理化通知以降センター化が促進されてきました。しかし、食育基本法の国会での議論の際、当時の文部省が「合理化通知はセンター化の促進を目的としたものではない」と答弁しています。

現実には、この5年間、市町村合併、学校給食法による衛生基準の強化、市町村財政難に加え、PFI方式による大規模施設の民間資本による促進などを受けて、大規模な学校給食センターが各地で計画、建設されています。実態が、第1次基本計画と逆行しているからと、計画から記述を抜くことは、法の理念に反しています。むしろ、この5年間、「基本計画」で求められてきた単独調理方式の効果の周知・普及を積極的に行ってこなかったことこそ反省すべきです。今後、ますますセンター方式の促進に拍車がかかることを懸念します。

### 3. 地域における食育の推進

第2次では、(生活習慣病の予防及び改善につながる食育推進)と(歯科保健活動における食育推進(高齢者に対する食育推進)(男性に対する食育推進)の4つの項目が追加されています。

ここでは、以前から厚生労働省が推進してきた「国民健康づくり運動(健康日本21)」、「8020(ハチマル・ニイ

マル)運動」が計画に位置づけられており、「早寝早起き朝ごはん」国民運動と同様に、「食育」に位置づけることで事業を維持しようとしているのではないかという疑問も出てきます。

#### 4. 食育推進運動の展開

第2次計画では、(食育推進運動展開における連携・協力体制の確立)として、「若者を中心とした食や農業に関心を持たない国民に向けて、食品業界はもとより、ファッション業界やマスメディア等、直接食に関係していない事業者とも連携して、一人一人が食べることを真剣に見なおす運動(例えば、「マジごはん計画」)を展開する」といった具体的な内容を書いています。

また、(運動に資する情報の提供)では、国民運動「フード・アクション・ニッポン」についても書かれています。この「マジごはん計画」「フード・アクション・ニッポン」は、農林水産省の事業として実施されています。

#### 5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

第2次計画では、(農山漁村コミュニティの維持再生)として、食育推進上、仕事と生活の場である農山漁村が重要であり、ここへの「生活支援、地域資源の活用、環境保全等の地域主体の取組を推進」と書いています。

(地産地消の推進)では、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」による、「学校給食等における地域の農林水産物の利用の促進」が書かれています。この法律は、一般に「六次産業化法」と呼ばれるもので、生産、加工、販売までを融合して、地域ビジネスを起こすというものです。

#### 6. 食文化の継承のための活動への支援等

第1次では(学校給食での郷土料理等の積極的な導入やイベントの活用)とあった部分が第2次では(学校給食での郷土料理等の積極的な導入や行事の活用)となっています。内容について大きくは変わっていません。

#### 7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

第2次計画では、新たに(世代区分等に応じた国民の

取組の提示)が追加され、具体的な取組を提示する「食育ガイド」(仮称)を作成し、公表するとしています。「食育ガイド」(仮称)ができると、学校給食や子どもへの教育についても影響されることが考えられますので、「食育ガイド」の作成過程には注視する必要があります。

#### 第4 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

ここでは、「食育ガイド」(仮称)を平成23年度(2011年度)中に作成、公表するとしています。また、東日本大震災の事態の推移に触れて、「計画期間の終了前であっても、必要に応じてこの計画を見直すこととする」としています。

#### ●まとめに変えて

第2期第7回食育推進評価専門委員会が2011年3月1日に開催されています。議事録は、2011年5月5日現在準備中になっていますが、その資料の中に、「第2次食育推進基本計画骨子に対する主な意見について(抜粋)」が掲載されています。これは、「骨子」に対するパブリックコメントの結果とみられます。

大まかに7つの意見が掲載されており、このうち2つが学校給食についてでした。ひとつは、栄養教諭を含めた、人的配置、予算措置などの施策の拡充についてで、44件、もうひとつが、「学校給食の質的充実や、生きた教材として活用されるには、施設設備、調理、食材、献立などが一体となる単独調理方式による実施方法が不可欠。是非「単独調理方式による教育上の効果等について周知・普及を図る」との文言を入れるべき」で、49件でした。あとは、3~20件程度の同種意見で、「単独調理方式」の文言を求める声をもっとも多く寄せられています。議事録を見なければ、この扱いがどうなったのか分かりませんが、パブリックコメントの意義からしても、記述がなくなったことは残念でなりません。

また、「朝食を欠食する国民の割合の減少」について、「数値目標を示すことは簡単だが、現状子どもも1.6%を0%にすることは大変困難。厳しい生活を余儀なくされている家庭を支援するような政策を行い、日本が抱える根本的な課題を解決していくことが必要」とした意見が3件寄せられていたこともお伝えしておきます。

ここまで、正式決定した第2次食育推進基本計画について、第1次計画との違いを中心に解説しました。都道府県の中には、すでに第2次食育推進計画を策定して進めている自治体もあります。市町村の6割ほどが未策定ですが、これから食育推進計画を策定していくと考えられます。東日本大震災で被災した地域では、自治体の総合計画を含めて、根本的に地域づくりから見直していくところが多くありますし、計画づくりにも時間がかかることでしょう。

地域の中で子どもたちをどのように育てるのかを話し合

い、決めていくことが、食育の大前提になると考えます。そこから、学校や学校給食を通じて何をするのか、市町村の食育推進計画や地域づくりの計画を作る上で議論し、位置づけていくことが大切です。

引き続き、皆様のご意見、事例、市町村や都道府県の食育の取組、計画の策定に対する関わりなどについてご報告をお待ちしています。

#### 第2次食育推進基本計画

<http://www8.cao.go.jp/syokuiku/about/plan/>

## 夏期学校給食学習会のご案内

日時:2011年7月25日(月)26日(火)

会場:科学技術館サイエンスホール(千代田区北の丸公園2-1)

参加費:2日間:6,000円 1日間:4,000円

主催:全国学校給食を考える会、東京都学校給食栄養士協議会

お問い合わせ:全国学校給食を考える会

テーマ、講師、内容等は決まり次第、学校給食ニュースホームページ等で告知します。

## 時事情報

### ホームページ・新聞等からの情報

#### 東日本大震災関連(新聞等より)

##### ●北海道岩見沢市 学校給食による食中毒

北海道岩見沢市で2月9日の学校給食を原因食材、サルモネラ菌による集団食中毒が発生。発症者数1541人、二次感染者数25人を数えた。学校では、小中学校9校の児童生徒・教職員1375人の発症で853人が医療機関を受診。入院25名。死亡者は0名。

原因食材は、ブロッコリーサラダ(Aコース給食)。

岩見沢共同調理所は、小学校12校、中学校7校で平成22年5月1日現在6557人に提供。調理能力11500食規模。このほか、小規模な2つの調理所がある。

##### 岩見沢市の給食

<http://www2.city.iwamizawa.hokkaido.jp/kyouiku/kyuusyoku/>

学校給食による食中毒問題について(岩見沢市)

<http://www2.city.iwamizawa.hokkaido.jp/kyouiku/osirase/kyuusyoku.html>

岩見沢市は、2月9日の岩見沢共同調理所での学校給食を原因とするサルモネラ菌による食中毒について、2月14日より、4月28日まで18回のお詫び、情報発信、報告等を行っている。(以下、タイトルのみ)

4月

28日学校給食の再開について

19日学校給食共同調理所の施設見学会及び給食試食会の開催について

18日食中毒問題に伴う保護者説明会の開催について

13日食中毒問題報告書の公表と学校給食の再開について

6日『学校給食再開延期』のお知らせ

3月

30日『新学期の給食再開延期』について(お詫び)

23日学校給食による食中毒問題の検証チームによる検証結果について

11日『子どもの心のケアにかかわる保護者向け学習会』

のご案内

食中毒に係わる便検査についてのQ&A

学校給食による食中毒問題に伴う保護者説明会の配布資料について

2月

25日学校給食による食中毒問題に関わる風評被害について

23日『学校閉鎖の一部再開』と『全児童館再開』のお知らせ

22日学校閉鎖の一部再開のお知らせ

21日下痢の症状がでている子どもへの食事について

19日食中毒症状に関する感染予防について

18日食中毒症状に関する医療費の負担について

給食提供の休止並びに学校閉鎖の延長について(お詫び)

14日給食休止に係る学校の対応について(お詫び)

#### 通常の時事、報道等

##### ●青森県八戸市、1万規模のセンター建て替えや民間委託

青森県八戸市は、2010年度の第2回八戸市学校給食審議会で、「八戸市学校給食基本計画(案)」を示し検討した。この案によると、1990年に建てられ、もともと新しい東地区給食センターから2012年度より調理を民間委託とする方針。供給能力10000食、供給校小学校14校、中学校8校、7400食弱。このほか、供給能力1万食を超える2つのセンターと、約800食の1センターがある。このうち、西地区給食センターは、築40年を超えているため、建て替え等が検討されており、引き続き1万食規模のセンターを建設・運用する見込みで、将来的には2センターに集約を想定。PFI方式ではなく、従来方式での整備を検討、調理は、委託を含めて検討することとなっている。また、

食器は、従来のポリプロピレン製を想定。現在使っている先割れスプーンについては、箸の利用割合が増えていることなどから今後の検討としている。

八戸市 <http://www.city.hachinohe.aomori.jp/>  
八戸市学校給食審議会 <http://www.city.hachinohe.aomori.jp/index.cfm/13,40846,34,53.html>

### ●福岡市、13000食の整備計画策定

福岡市は、(仮称)第一給食センターについて、中学校及び知的障がい特別支援学校を対象とした、13000食規模、アレルギー対応、PEN食器などの整備計画を策定、2011年3月に発表した。事業は、PFI(BTO)方式で行う。2014年度から稼働開始。

福岡市 <http://www.city.fukuoka.lg.jp/>  
「(仮称)第一給食センター」整備計画検討委員会 [http://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/kenko/shisei/022\\_2\\_3.html](http://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/kenko/shisei/022_2_3.html)

### ●千葉県八千代市、PFIで11000食のセンター

千葉県八千代市は、2011年2月25日、(仮称)八千代市学校給食センター西八千代調理場の整備運営事業実施方針、要求水準書を公開した。11000食規模のセンターを建設運営するもの。小学校約7000食、中学校約4000食。BTO方式で、調理は特定目的会社。ただし、米飯、パン等は搬入品となり、炊飯施設は持たない。アレルギー対策は、乳製品、卵の除去で、将来、小麦、豆類等対応アレルゲンを増やす予定。代替食は事業者の提案に「基づき、食数は最大200食。配送校は19校。食器は「樹脂製」を指定。2013年度より供用予定。

八千代市 <http://www.city.yachiyo.chiba.jp/>  
「(仮称)八千代市学校給食センター西八千代調理場整備・運営事業」について <http://www.city.yachiyo.chiba.jp/osirase/kyusyoku-center-pfi/>

### ●宮城県登米市、給食センター再配置計画

2010年11月に、「登米市学校給食センター再配置計画(案)」を策定し、パブリックコメントを実施した。宮城県登米市は、11センターがあり古いものは1963年に建設されている。現在の規模は製造可能数で400から1600食規模で、合計9580食。提供食数は2010年度は7751食となっている。

「再配置計画(案)」は、センター方式での整備を採用。比較的新しい4センターは維持しながら、改築1センターを3600食規模として5カ所での再編整備を考えている。

登米市 <http://www.city.tome.miyagi.jp/>  
登米市学校給食センター再配置計画(案) [http://www.city.tome.miyagi.jp/hotnews/kyoiku/documents/kyusyoku\\_saihaiti.pdf](http://www.city.tome.miyagi.jp/hotnews/kyoiku/documents/kyusyoku_saihaiti.pdf)

### ●全国有機農業推進協議会、有機食育教材作成

NPO法人全国有機農業推進協議会は、2010年2月9日、有機農業普及啓発事業として、「有機×食農教育プロジェクト」として、『「ダイコンのタネはどこにある？」「これからの農業」のはなし』パンフレット16ページを作成、NPOのホームページからダウンロード可能となっている。

NPO法人全国有機農業推進協議会 <http://www.yuki-hirogaru.net/>  
「有機×食農教育」教材の配布・ダウンロード [http://www.yuki-hirogaru.net/data\\_list/document/hagukumu.html](http://www.yuki-hirogaru.net/data_list/document/hagukumu.html)

### ●静岡県袋井市、6000食規模センター整備

静岡県袋井市 <http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>

### ●茨城県古河市、センター建て替えの計画策定へ

茨城県古河市 <http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/>

### ●奈良県生駒市、学校給食センター更新へ

奈良県生駒市 <http://www.city.ikoma.lg.jp/>  
学校給食センター <http://www.city.ikoma.lg.jp/kashitsu/15400/01/02.html>  
生駒市学校給食検討委員会のページ <http://www.city.ikoma.lg.jp/kashitsu/15400/02/01.html>

### ●滋賀県長浜市、9000食のセンター計画

滋賀県長浜市 <http://www.city.nagahama.shiga.jp/>

### ●滋賀県草津市、7800食のセンター整備

滋賀県草津市 <http://www.city.kusatsu.shiga.jp/>

### ●石川県野々市町、PFIで3300食のセンター整備

石川県野々市町 <http://www.town.nonoichi.lg.jp/>

### ●三重県、県産米粉パンを導入

### ●朝日新聞、「給食の時間だよ」特集掲載

# 情報シート

地域の課題や実践例、ニュースへの感想やご意見もお願いします。写真などはデータや実物を送ってください。

送り先 〒106-0032 東京都港区六本木6-8-15 第2五月ビル2階 全国学校給食を考える会

TEL03-3402-8902 FAX03-3402-5590 E-mail desk@gakkyu-news.net

記入者名

団体名

ご連絡先(電話・FAX・e-mail)

ご住所(または、都道府県・市町村名)

私は、 栄養士 調理員 保護者 その他( )です。

ニュースに掲載する場合、名前は 掲載可 掲載不可(匿名) です。